

「日本語教育の推進に関する国の基本方針」（骨子素案）

はじめに

- ・ 現在、日本の在留外国人数は、平成 30 年末現在で、約 273 万人（人口の約 2.2%）、日本で就労する外国人は、平成 30 年 10 月末現在で 146 万人、国内の日本語学習者数は平成 30 年 11 月現在で約 26 万人となっており、それぞれ過去最高。また、平成 30 年度調べ（速報値）で、世界の 142 か国・地域において日本語教育が実施（過去最高）、日本語学習者数は約 385 万人と確認され、引き続き海外における日本語教育の需要についても高い水準を維持。平成 31 年 4 月から、新たな外国人材の受入れ制度が開始され、今後も在留外国人の増加が見込まれる。
- ・ 政府としては、関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年 6 月 18 日）を取りまとめ、政府一丸となって、在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受け入れ、外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に進めている。
- ・ 外国人を日本社会の一員として受け入れ、社会から孤立しないようにするためには、日本社会において使用されている日本語を習得できるようにすることが極めて重要。外国人が教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備するため、日本語教育の充実が求められている。
- ・ 令和元年 6 月 28 日、日本語教育を推進することを目的として、議員立法により「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）が公布、施行された。
- ・ 法第 10 条の規定に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、日本語教育の推進に関する基本方針を定める。

第1 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

(1) 目的（第1条関係）

- ・ 我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資する。
- ・ 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資する。
- ・ 諸外国との交流の促進、友好関係の維持・発展に寄与する。

(2) 基本理念（第3条関係）

- ・ 日本語教育の推進に当たって、以下の点に留意しなければならない。
 - ① 日本語教育を受ける機会の最大限の確保。
 - ② 日本語教育の水準の維持向上を図る。
 - ③ 外国人等に係る教育・労働、出入国管理等の関連施策、外交施策との有機的な連携を図り、総合的に実施。
 - ④ 地域の活力の向上に寄与すると認識。
 - ⑤ 我が国に対する諸外国の理解・関心の深化、諸外国との交流の促進、友好関係の維持・発展に寄与。
 - ⑥ 外国人等が日本語を学習する意義についての理解と関心を深められるように配慮。
 - ⑦ 幼児期・学齢期にある外国人等の家庭において使用される言語の重要性に配慮。

(3) 国の責務（第4条関係）

- ・ 基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有する。

(4) 地方公共団体の責務（第5条関係）

- ・ 基本理念にのっとり、国との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

(5) 事業主の責務（第6条関係）

- ・ 基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対して、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努める責務を有する。

(6) 連携の強化（第7条関係）

- ・ 国内においては、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、事業主、外国人の生活支援を行う団体等の連携の強化その他必要な体制整備に努める。
- ・ 海外においては、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関、進出日本企業、日本人及び日系人コミュニティ、帰国留学生会等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

(7) 法制上の措置等（第8条関係）

- ・ 日本語教育の推進に関する施策の実施に必要な法制上の措置、財政上の措置その他の措置を講じる。

(8) 資料の作成及び公表（第9条関係）

- ・ 日本語教育の状況、政府が講じた施策に関する資料を作成し、随時公表する。

第2 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育（第12条関係）

- ・ 外国人児童生徒等の公立学校における受入・支援体制を充実させるため、日本語指導に必要な教員定数の義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）の規定に基づいた着実な改善を進めるとともに、日本語指導補助者や母語支援員の養成、活用など地方公共団体における指導体制の構築を支援する。また、多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組、地域の関係機関との連携等を推進する。
- ・ ~~外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、地方公共団体が実施する研修の充実に向けて、研修指導者の養成等の支援を行う。~~
系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体が実施する研修の充実に向けて、研修指導者の養成等の支援を行う。
- ・ 中学校、高等学校において、将来を見通した進路指導が提供されるよう、

外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援を進める。また、公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮について、地域の実情に応じて充実が図られるよう促す。

- ・ 日本語指導の担当教師が、特別支援教育について学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。
- ・ 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、行政機関内及び、NPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。
- ・ 夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも一校が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、地方公共団体向けの説明会等の開催や広報活動の充実を図る。

教員の日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用など、夜間中学における日本語指導を含む教育活動の充実に向けた取組を進める。

- ・ 幼児、児童、生徒等を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、幼児、児童、生徒等を含む外国人等に対する学習機会を確保するため、地域における日本語教育を支援する。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒等及びその保護者を対象とした日本語教育の先進的取組を支援する。

(2) 外国人留学生等に対する日本語教育（第13条関係）

- ・ 各大学や各専修学校が地域の自治体や産業界等と連携し、留学生への日本語教育支援や就職に必要な日本語を学ぶ環境の創設等の取組を支援・推進する。
- ・ 企業から採用内定を得た外国人留学生等に対して、職場において円滑に定着するために必要なコミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。

(3) 外国人等である被用者等に対する日本語教育（第14条関係）

- ・ 就労者を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び

指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、就労者を含む外国人等に対する学習機会を確保するため、地域における日本語教育を支援する。

- ・ インドネシア・フィリピン・ベトナムの看護師・介護福祉士候補者に対する日本語学習機会を提供する。経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修により、日常生活や病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるようできるよう専門分野に関する日本語学習機会を提供する。
- ・ 事業主等が雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援や、外国人等が専門分野に関する日本語を学習する場合の教材開発等の支援を行う。
- ・ 事業主が技能実習生に対し、日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材開発等の支援を行う。
- ・ 定住者等身分に基づく在留資格の外国人が、安定的な就職及び職場定着を図れるよう、コミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。

(4) 難民に対する日本語教育（第 15 条関係）

- ・ 条約難民及び第三国定住難民に対し、日本への定住に必要とされる最低限の基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施する。
- ・ 特に、第三国定住難民については、令和二年度からの受入れ人数の拡大という政府方針（「第三国定住による難民の受入れの実施について」令和元年6月28日閣議了解）を踏まえ、日本語教育プログラム等の学習環境の一層の整備を進める。

(5) 地域における日本語教育（第 16 条関係）

- ・ 国は、都道府県及び指定都市における地域における日本語教育の総合的な体制づくりを支援するため、財政上の支援、ノウハウの提供及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、全国において地域日本語教育を推進する。
- ・ 一定数の外国人が在住している日本語教室が開催されていない市区町村（日本語教室空白地域）のうち、希望する市区町村に対して日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。ま

た、日本語教室空白地域を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する協議会を開催する。さらに、日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）の開発を進める。

- ・ NPOや公益法人、大学等が取り組む、地域における日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援する。
- ・ 行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、日本語学校、NPO等）との連携や日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。
- ・ 地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。

（６）国民の理解と関心の増進（第 17 条関係）

- ・ 国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらうために、日本語教育に関する最新情報等を共有する日本語教育大会を開催する。

（７）海外における外国人等に対する日本語教育（第 18 条関係）

- ・ 海外における日本語教育は外国人等の我が国への理解と関心の増進、日本企業への就職の円滑化等に寄与することから、各国の状況に応じて持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、国際交流基金等と連携し、現地の日本語教育体制及び基盤整備の支援、現地日本語教師の養成、使用される教材（インターネットを通じて提供することができるものや就労等のため日本に居住予定の外国人等の訪日前学習に資するものを含む）の開発・提供・支援、現地の日本語教育を行う機関の活動及び日本語学習者に対する支援、その他必要な施策を行う。
- ・ 我が国への留学を希望する者が我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、大学等の海外拠点や在外の関係機関と連携し、現地の日本語教育体制及び基盤整備の支援を行う。
- ・ 海外における日本語教育については、民間企業や日本語教育を行う機関など民間の団体が果たす役割も大きいとため、海外における日本語教育を一層推進する観点から、民間団体との連携に向けた検討を積極的に進める。
- ・ 開発途上国の要請に基づき、国際協力機構を通じて、日本語教育を行う JICA 海外協力隊を引き続き派遣し、日本語教育の裾野拡大、現地日本語教育の改善を図る。

(8) 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育（第 19 条関係）

- ・ 海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人の両親を持つ子女等は、我が国と在留国との間の交流や在留国における親日層の拡大に活躍が期待されることから、日本をルーツに持つことを認識してもらうとの観点からも、これらの者に対する日本語教育支援の充実を図るため、国際交流基金等と連携し、これらの者に対する日本語教育環境の実態の把握に努め、必要な支援を実施する。
- ・ 海外在留邦人学齢児童生徒に対して、できるだけ国内の義務教育に近い教育環境を確保する。特に、在外教育施設に通う児童生徒の日本語教育の充実を図るため、教師の派遣等在外教育施設への支援を行う。
- ・ 中南米地域等の移住者により構成された団体の実施する日本語教育を支援するため、これらの団体が行う日本語教育の状況の把握に努め、国際協力機構を通じて、JICA海外協力隊を派遣する他、研修を通じた現地教師の育成や助成金の交付を行う。

2 日本語教育の水準の維持向上等

(9) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上（第 20 条）

- ・ 告示された日本語教育機関が在籍する留学生の日本語能力に係る試験結果等を出入国在留管理庁に報告することとされている制度の運用において、当該日本語教育機関から提出された資料等に基づく指導や積極的な実地調査等を適切に実施することにより、日本語教育機関の教育水準の維持向上を図る。
- ・ 出入国在留管理庁が定めた日本語教育機関の告示基準における教員の要件の一つである日本語教師養成研修について、文化庁への届出を義務化し、質の高い日本語教育人材の養成を図る。
- ・ 国際交流基金と連携し、日本語専門家等を海外に派遣するとともに、現地の教育行政機関と協力して教育カリキュラム及び教材の開発普及、日本語教師養成コースの設置等を進めることで、海外の日本語教育を行う機関の教育水準の維持向上を支援する。

(10) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等（第 21 条）

- ・ 日本語教育の質の向上を図るためには、日本語教育に従事する者（以下「日本語教育人材」という。）の資質・能力の向上が重要である。このため、文化審議会国語分科会において策定した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）に示された教育内容等に基づき、日本語教育人材の養成・研修を推進するため、具体的なカリキュラムの開発及び実

施，更にその普及を図る。

- ・ 日本語教師の質を担保するため，日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等について検討し，その検討を踏まえた制度設計を行う。
- ・ 行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局，経済団体，大学，日本語学校，NPO等）との連携の下，日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。【再掲】
- ・ 地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため，地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。【再掲】
- ・ 国際交流基金等と連携し，現地の日本語教師に対する研修会の支援，現地日本語教師の訪日研修等を実施するとともに，日本語教育の専門家等による日本語教育を行う機関に対する巡回指導等を行うことで，外国人である日本語教師の能力及び素質の向上を支援する。
- ・ 国際協力機構を通じ，帰国したJICA海外協力隊が日本国内の各地域における日本語教育人材として活躍するための支援を行う。

(11) 教育課程の編成に係る指針の策定等（第 22 条関係）

- ・ 「日本語教育の標準（仮）」を踏まえ，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」（平成 22 年 5 月 19 日文化審議会国語分科会）について，文化審議会国語分科会において検証を行い，その改定を行う。
- ・ 日本語教育を受ける者の日本語能力や目的に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう，国際交流基金と連携し，外国語教育の国際標準である「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育フレームワークの提供，指導方法や教材の開発及び普及等の取組を行う。

(12) 日本語能力の評価（第 23 条関係）

- ・ 「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考に，日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし，外国人が適切な評価を受けられるようにするため，「日本語教育の標準（仮）」や「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。
- ・ 日本語を学習する外国人の日本語能力を適切に評価するため，現地事情を踏まえつつできるだけ多くの国において日本語能力試験を実施するとともに，新たな在留資格「特定技能」で来日を希望する外国人が多く想定される国において国際交流基金日本語基礎テストを実施する。

3 日本語教育に関する調査研究等

(13) 日本語教育に関する調査研究等（第 24 条関係）

- ・ 日本語教育に関する実態調査，効果的な日本語教育の方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施する。
- ・ 各国の日本語教育の実態，日本語学習者の学習目的等を把握しその結果を海外で実施する日本語教育事業の検討，改善のために活用するため，国際交流基金において，およそ 3 年間に 1 度の頻度で海外における日本語教育を行う機関の調査を行う。

(14) 日本語教育に関する情報の提供等（第 25 条関係）

- ・ 日本語教育に関するコンテンツを収集し，横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を公開・運用する。
- ・ 外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう，「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にして開発した教材，e ラーニングを始めとするオンラインコンテンツ，各国における日本語教育を行う機関の調査結果，日本語試験の情報等，海外において日本語を学ぶ上で参考になる情報を国際交流基金のウェブサイトにおいて随時公表する。

第 3 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

(1) 日本語教育推進会議関係（第 27 条関係）

- ・ 日本語教育推進会議において，文部科学省，外務省その他の関係行政機関相互の調整を行い，日本語教育の総合的，一体的かつ効果的な推進を図る。
- ・ 関係機関は，相互の調整を行うに際して，日本語教育推進関係者会議の意見を聴く。

(2) 地方公共団体の推進体制

- ~~・ 地方公共団体は，日本語教育の推進に関し，地域の実情に応じた施策を総合的に策定し，実施する責務を有する。~~
- ・ 地方公共団体は，~~国~~の基本方針を参酌し，地域の実情に応じ，日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。
- ・ 地方公共団体は，国の施策を勘案し，地域の実情状況に応じた日本語教育推進のために必要な施策を実施するよう努める。
- ・ 地方公共団体はに，~~条例の定めにより~~，地方公共団体の基本的な方針そ

の他の重要事項を調査審議させるための、条例で定めるところにより、合議制の機関を置くことができる。

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

- ・ 法附則を踏まえ、日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有する日本語教育を行う機関に関する制度の整備について検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講じる。

3 本基本方針の変更

- ・ ~~政府は、~~日本語教育の現状や日本語教育の推進に関する施策について、実施状況等を把握する。また、法第 10 条第 6 項の規定に基づき、日本語教育を取り巻く環境の変化や施策の実施状況等を勘案し、おおむね 5 年ごとに本基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは本基本方針を変更する。